

第2期那須塩原市

環境基本計画 概要版

人と自然が調和し みんなでつくる
持続可能なまち 那須塩原



計画の基本的事項

計画の趣旨

本市では、平成20年3月に第1期環境基本計画を策定し、平成24年3月に一部改訂を行い、総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に関する取組を推進してきたところであります。

平成28年度をもって第1期環境基本計画の計画期間が終了することから、検証を行うとともに、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、市民、事業者及び市が一体となって多様化・高度化する環境課題に対応するため「第2期那須塩原市環境基本計画」を策定するものです。

計画の役割

環境に関連する諸問題を解決するため、地域的・広域的視点に立った環境の現状・課題の分析を通じて、環境面における市の将来像を定め、その実現のための施策や環境配慮のための行動指針、地域別の環境配慮指針を明らかにします。

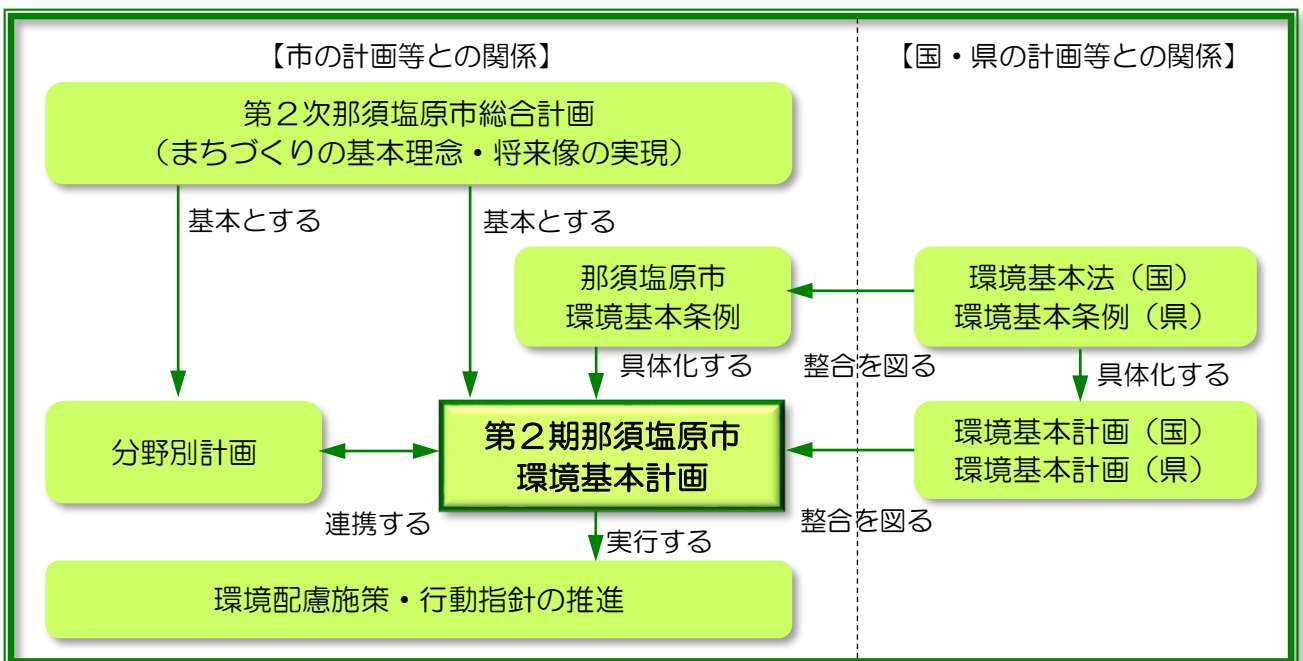
計画の期間

平成29年度から令和9年度までの11年間とします。

なお、社会情勢の変化、科学技術の進展など必要に応じて、見直しを行うこととします。

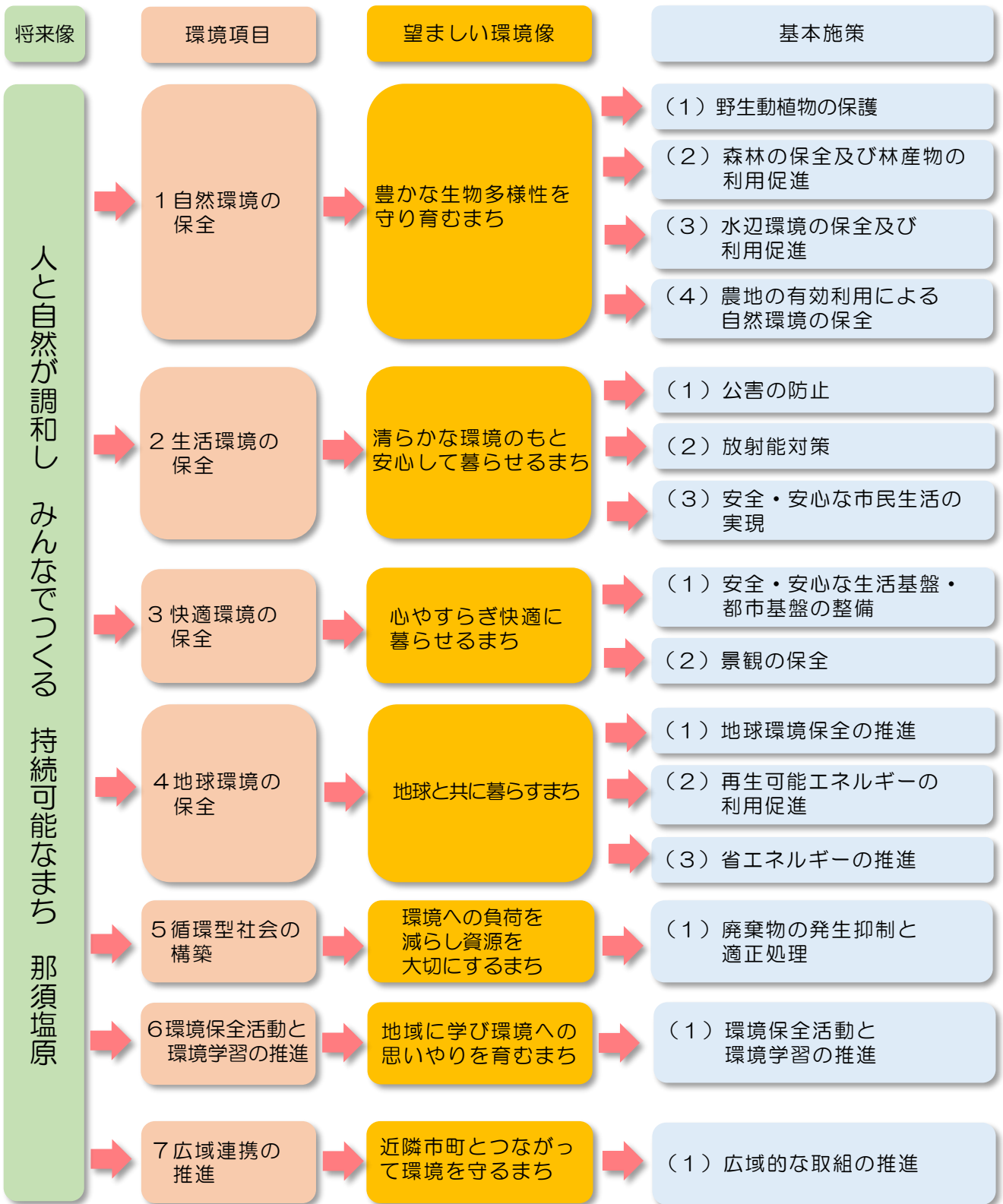
計画の位置付け

環境の保全及び創造に関する施策を推進するための最上位計画で、第2次那須塩原市総合計画を基本とし、国や県の環境基本計画とも整合を図ります。また、環境に係る分野別計画や各種事業を推進するための方針を示すとともに、市民、事業者及び市の環境保全の取組の指針となります。



計画の展開

市の将来像を実現するため、環境項目ごとに望ましい環境像を定め具体的な施策を展開します。



豊かな生物多様性を守り育むまち

(1) 野生動植物の保護

- 生物多様性に配慮した計画的な土地利用の推進
- 有害鳥獣の適切な個体数管理の推進
- 特定外来生物の防除
- 希少野生動植物種の保護の推進
- 野生動植物保護の意識啓発の促進

(2) 森林の保全及び林産物の利用促進

- 多様な森林の計画的な保全・育成
- 林産物の利用促進
- 森林保全の意識啓発の促進

(3) 水辺環境の保全及び利用促進

- 優れた水辺環境の保全の推進
- 恵まれた水辺空間を生かした利用の促進
- 生物多様性に配慮した河川整備の推進
- 水辺環境保全の意識啓発の促進

(4) 農地の有効利用による自然環境の保全

- 農地を含めた里地里山の保全
- 農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用の推進
- 環境に配慮した農業の推進

清らかな環境のもと
安心して暮らせるまち

(1) 公害の防止

- 大気環境の保全の推進
- 水環境の保全の推進
- 土壌環境の保全の推進
- 騒音、振動被害の防止
- 悪臭被害の防止
- 企業等への公害に関する指導、助言

(2) 放射能対策

- 放射線量測定等の実施
- 放射能問題に関する情報提供の充実
- 指定廃棄物の適正な保管の継続

(3) 安全・安心な市民生活の実現

- 市民生活や事業活動による苦情への迅速かつ効率的な対応
- 日常生活から発生する騒音等の防止対策の推進
- 産業廃棄物処理施設の立地規制に向けた取組の推進



沼ッ原湿原



那須疏水



塩原溪谷

心やすらぎ快適に暮らせるまち

(1) 安全・安心な生活基盤・都市基盤の整備

- 集約型都市構造への転換の推進
- 歩行者が通行しやすい歩道の整備推進
- 都市公園の適正管理
- 空き家、空き地の適正管理の推進
- 生活排水処理施設未整備地域の解消
- 開発帰属公園・雨水浸透槽等の適正な維持管理

(2) 景観の保全

- 恵まれた自然や街並みと調和のとれた景観の保全

地球と共に暮らすまち

(1) 地球環境保全の推進

- 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】による温室効果ガス排出量削減の更なる推進
- 地球温暖化の影響への適応策の研究及び普及啓発の推進

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

- 再生可能エネルギーの適正な利用の促進

(3) 省エネルギーの推進

- 省エネルギーの取組の更なる推進

環境への負荷を減らし資源を大切にすまち

(1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

- ごみの発生抑制、再利用及び再資源化の推進
- 適正な処理処分の推進
- 不法投棄撲滅に向けた取組の推進
- 産業廃棄物処理施設の適正管理に向けた取組の推進

地域に学び環境への思いやりを育むまち

(1) 環境保全活動と環境学習の推進

- 環境学習の推進
- 環境学習及び環境保全活動の指導者等の人材育成の推進
- 環境保全活動の推進
- 環境に関する情報提供の充実

近隣市町とつながって環境を守るまち

(1) 広域的な取組の推進

- 各定住自立圏域内の低炭素社会の構築に向けた調査・研究の推進
- 各定住自立圏域内の地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進のための調査・研究の推進

市の課題 (抜粋)

1 自然環境

- 自然環境に配慮した計画的な土地利用の推進 ○特定外来生物の防除
- 地域における希少野生動植物種の保護 ○森林の保全 ○水辺環境の保全 ○農地の保全

2 生活環境

- 野外焼却原則禁止の周知と効果的な指導 ○河川、湖沼及び地下水の水質の経年変化観察
- 放射能問題に対する市民の不安の軽減 ○家畜排せつ物の適切な使用の指導
- 産業廃棄物処理施設の立地規制等に関する国、県への要望の継続

3 快適環境

- 集約型都市構造への転換 ○空き家、空き地の適正管理 ○生活排水処理施設未整備地域の解消
- 憩いの空間づくり ○那須塩原市屋外広告物条例の適正運用

4 地球環境

- 『地球温暖化対策実行計画【区域施策編】』に掲げる取組による温室効果ガス排出量削減の着実な推進
- 再生可能エネルギーの利用促進 ○省エネルギーの取組の促進

5 循環型社会の構築

- 市民、事業者へのごみの発生抑制、分別及び減量化の周知徹底
- 産業廃棄物対策に関する県との連携の強化 ○不法投棄への迅速かつ効果的な指導の継続
- 土地の所有者や自治会等の地域住民との連携による「不法投棄されにくい地域づくり」の推進

6 環境保全活動と環境学習

- 環境学習の推進 ○環境学習の指導者の育成 ○環境保全活動の推進
- 環境情報の効果的な発信と提供方法

7 広域連携

- 各定住自立圏域内の低炭素社会の構築に向けた調査・研究
- 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進のための調査・研究

計画の方向性

先人達が育ててきた豊かな自然環境の恵みを楽しむだけでなく、次の世代に引き継いでいくことが責務であることから、市民、事業者及び市が一体となって、人と自然が調和した持続可能な環境共生社会を目指します。

目指すべき市の将来像



人と自然が調和し みんなでつくる
持続可能なまち 那須塩原

各主体の役割と責務

市民として

環境問題が日常生活に伴う環境への負荷の積み重ねにより発生していることを認識し、一人ひとりが環境負荷の低減に取り組むとともに、市や事業者などが行う環境の保全及び創造に関する取組に積極的に協力及び参画します。

事業者として

事業活動を行うに当たっては、これに伴い生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、環境への負荷の低減のため、環境に配慮した原材料等を使用するよう努めます。また、環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、事業所内や周辺地域の環境の質を高める活動に取り組むとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する取組に積極的に協力します。

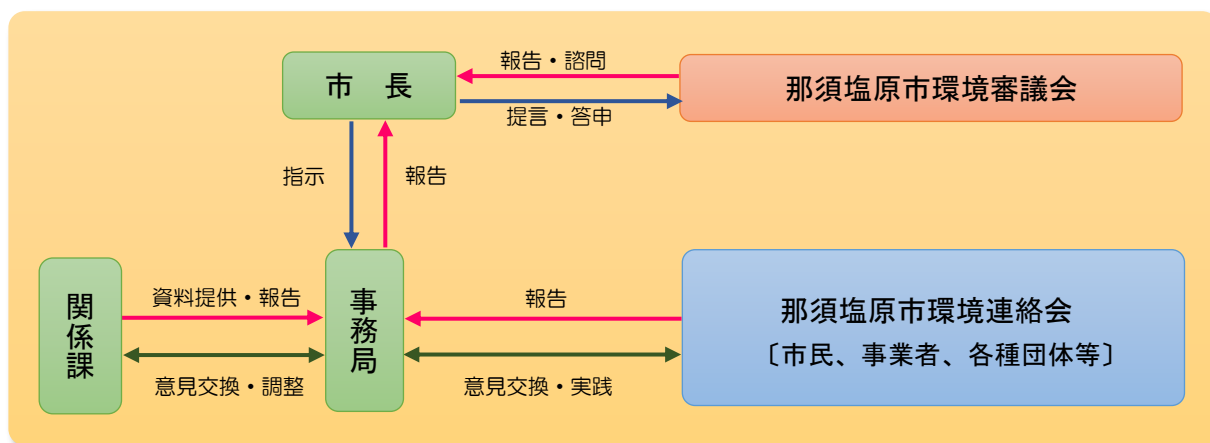
市として

環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の自治体などと連携・協働し、環境の保全などに関する取組を推進していきます。また、自治体としての役割のみでなく、自らを市内の一事業者と認識し、率先して施策に基づいた計画的な取組を実施します。

計画の推進

本計画を確実に推進するためには、望ましい環境像に対する現状を市民、事業者及び市がそれぞれ正しく認識し、行動することが重要です。

計画を推進し、進行管理をするための組織を以下に示します。



那須塩原市 市民生活部 環境課
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2
電話：0287-62-7141 FAX：0287-62-7202
<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

この計画(概要版)の策定に当たっては、ふるさと寄附金を活用しています。

